

介護保険事業所における事故発生時の報告取扱い要領

令和8年4月1日改正

福岡県介護保険広域連合

1 目的

当該要領は、当広域連合において介護事故情報の収集・分析・公表を行い、安全対策に有用な情報を共有することにより、各介護保険事業所における事故発生防止対策等への活用及び当広域連合管内における事故の未然防止等に資することを目的として定める。

2 対象

介護保険指定事業者が行う介護保険適用サービスとする。(介護予防、介護予防・生活支援サービス事業を含む。ただし、指定通所介護、指定地域密着型通所介護及び指定認知症対応型通所介護においては、事業所の設備を利用し、提供する夜間及び深夜の指定通所介護、指定地域密着型通所介護及び指定認知症対応型通所介護以外のサービスを含むものとする。)

3 報告の範囲

各省令等の該当条項等の「利用者に対する各サービスの提供により事故が発生した場合」については、直接介護を提供していた場合のみでなく、次の場合を含む。

- (1) 利用者が当該事業所又は施設内にいる間に起こったもの
- (2) 利用者の送迎中等に起こったもの（交通事故については利用者が同乗している場合、それ以外の場合は利用者と同行している場合）
- (3) その他サービスの提供に密接な関連があるもの

4 報告すべき事故の種類

- (1) 報告すべき事故の種別は、次の内容とする。

転倒、転落、誤嚥・窒息、異食、誤薬・与薬もれ等、医療処置関連（チューブ抜去等）、その他（食中毒、感染症、交通事故、徘徊・行方不明、職員の違法行為・不祥事、高齢者虐待等）

(2) 報告すべき事故における留意点

- ア 介護サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故の発生
けがの程度については、医療機関における受診（施設内における受診を含む。）を要したものを報告すること。
- (ア) 事業者側の過失の有無は問わない。（利用者の自己過失によるけがの場合も医療機関の受診を要した場合は報告すること。）
- (イ) 死亡については、死亡診断書で、老衰、病死等の主に加齢を原因とするもの以外の死因が記載されたものを報告すること。
- (ウ) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に嫌疑が生じる可能性のあるとき（トラブルになる可能性があるとき）は報告すること。
- イ 食中毒及び感染症等（ノロウイルス、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、疥癬等）の発生

次の要件に該当する場合は、広域連合への報告と併せて管轄の保健所に報告し、指導を受けること。

〈報告要件〉

(ア) 事業所の利用者のうち、同一の感染症若しくは食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者、又は重篤な患者が1週間以内に2人以上発症した場合

(イ) 事業所の利用者のうち、同一の有症者等が10人以上又は全利用者の半数以上発症した場合

(ウ) (ア) 又は (イ) に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が必要と認めた場合

ウ 職員の法令違反及び不祥事等の発生

サービス提供に関連して発生したものであって、利用者に損害を与えたもの。例えば、利用者の個人情報の紛失、送迎時の利用者宅の家屋の損壊、飲酒運転、預かり金の紛失や横領などをいう。

エ 高齢者に対する虐待、若しくはそれが疑われる事例の発生

職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合。

オ 施設等の管理上の事故の発生、災害被災によって利用者に影響を与えた場合

(ア) 施設内での火災の発生など、施設管理上の事故等により利用者に影響を

与えた場合。

(イ) 震災、風水害及び火災等の災害により、介護サービスの提供に影響があるもの。

カ その他報告が必要と認められる事故の発生

キ 従業者の直接行為が原因で生じた事故、従業者の介助中に生じた事故のうち、利用者の生命、身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明及び事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署に連絡すること。

(注) 事故報告には該当しないが、これに準ずるもの（利用者が転倒したものの、特に異常が見られずサービス提供を再開した場合や、職員による送迎時の交通違反の場合等）については、個人記録や事故に関する帳簿類等に記録するとともに、ヒヤリ・ハット事例として事業所内で検討して、再発防止を図ることが望ましい。

5 報告の時期等

(1) 事故発生後、所要の措置（救急車の出動依頼、医師、利用者の家族等への連絡等）が終了した後、事業者は速やかに広域連合へ報告を行うこと。

(2) 事故の程度が大きいもの（死亡事故、徘徊、感染症、交通事故、虐待、職員の不祥事等）については、まず、電話等により、事故の概要について報告すること。

(3) 報告は、おおむね事故発生後3日以内に別紙の「事故報告書」に必要事項を記載のうえ行うこと。

※ 対象者が、報告後に容態が急変して死亡した場合等は、再度報告書を届け出ること。

6 報告すべき内容

(1) 事故状況

(2) 事業所の概要（法人名、事業所名、事業所番号、サービス種別、所在地）

(3) 対象者（氏名等）

(4) 事故の概要（発生日時、場所、事故の種別等）

(5) 事故発生時の対応（発生時の対応等）

(6) 事故発生後の状況（利用者の状況、家族等への報告等）

- (7) 事故の原因分析
- (8) 再発防止策
- (9) その他（特記すべき事項がある場合等）

7 報告の様式

別紙「事故報告書」を用いる。なお、基本的には利用者個人ごとに作成するが、感染症、食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る場合は、事故報告書を1通作成し、これに対象者のリスト（2対象者、4事後の対応、各人の病状の程度、搬送先等の内容を含むこと。）を添付してもよい。

8 報告先

福岡県介護保険広域連合本部に原則メールで提出すること。

※ 事業所所在地の保険者と入所者等の保険者が異なる場合は双方へ報告すること。

※ 事業所所在地の保険者が広域連合以外の場合は、当該保険者の事故報告様式を用いて当広域連合に報告してもよい。

9 記録

事故の状況及び事故に際して採った処理は必ず記録し、完結後2年間は保存すること。

10 上記取扱いの施行年月日

令和8年4月1日